

## 第 4 9 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年6月28日(月) 機構本社会議室 (WEB会議)	
委員	篠原焄夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、清水義彦(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議事項	1. 令和2年度下半期の一者応札の状況について 2. 令和2年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について 3. 令和2年度下半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 5. 令和2年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価及び令和3年度計画(案)について	
	委員	機構事務局
1. 令和2年度下半期の一者応札の状況について 2. 令和2年度下半期における一者応札・一者応募に関する点検について	<p>・月毎の一者応札発生件数の推移については、1年を通じて一者応札率はあまり変わらないように見えるが、業務発注を年度末から年度初期に移行して、大きな効果が見込めるのか。</p> <p>・業種別一者応札の割合は、発注件数に対する一者応札の割合が示されている。区分ごとに応札可能な業者数は何者あるのか。区分によっては、応札可能業者に余裕がない状況があれば、根本的な問題でもあり、発注の形態だけではなく、対応策なども別途考える必要があるのではと思う。</p>	<p>・今年度実施しました日建連との意見交換会において、公告件数の多い7～10月の案件について、半数程度を4～6月に前倒し、11～12月に後ろ倒しに振り分けするよう要望されているところであり、年度初めは業者側に多少余裕があると思われま。また、発注時期が上半期で、工期末が年度末という業務・工事が多く、年度当初は、技術者は比較的対応可能な状況と考えられることから、工期末が年度末に集中しないような取組や業務の平準化を進めているところです。まだ、数値として反映されていないところがありますが、今後も継続していきたいと考えております。</p> <p>・令和2年10月時点の登録業者数は、土木一式工事9,895者、その他の工事8,439者、機械設備工事1,730者、電気工事3,670者、現場技術業務、設計業務、環境調査を併せて2,497者、補償業務1,854者、その他の業務5,343者、物品購入1,959者、機械設備点検、電気通信設備点検、施設管理補助業務を併せて727者、システム関連334者、登記業務、その他の役務業務を併せて528者となります。このように一者応札の多い機械設備点検、電気</p>

	<p>・一者応札の多くは、慢性的な従事者不足が要因で、これ以上の改善は困難としているが、これまでの若手技術者の活用等の効果については如何か。</p> <p>・設備の設置業者の以外からは敬遠されるような業務があり、特殊業務として別枠とするか、さらに複数業者が対応できる内容に分割するなどの改善ができないか。</p> <p>・改善が困難な業務区分の議論について、再度行っていく必要性は考えているのか。</p> <p>・1,000 を超えるような登録業者数の中でも応札者が少ない状況が続いているということか。</p> <p>・令和元年度等は災害が多く発生したとのことだが、一者応札の全体的な傾向として、令和2年度は元に戻った様な状況か。</p>	<p>通信設備点検、施設管理補助業務については、他の業種に比べ登録業者が少ない傾向かもしれません。業者数が少ないことは根本的な問題でもあり、対応を検討していきたいと考えております。</p> <p>・令和2年度の若手技術者の活用育成の申請は、対象業務44件のうち52人の申請実績があり、それなりに入札参加への効果となっていると推察されます。</p> <p>・設備は一体不可分のものが多く、分割することは困難なであり、分割可能なものは既に分割している状況です。設備関係等は、過去の委員会で改善が困難としていただいた案件がありますが、そういった案件を除いて、一者応札の状況を分析する等考えていきたいと思っております。</p> <p>・これまで改善が困難な業務区分について、他の業者でも対応出来る業務もあり改善が困難な業務区分から除外した業務もあったところです。このように微妙な業務をどうするか、今後検討していきたいと思っております。</p> <p>・登録業者数は全国規模の合計です。事務所毎での発注となるので、当該地域単位では合致する業者が少ない状況です。</p> <p>・平成29年度から令和2年度は、災害の後に一者応札が増えている状況になっており、技術者が災害復旧に取られている様に見受けられます。水機構の一者応札は、圧倒的に令和元年度が多くなっていた状況で、令和2年度は戻りつつあると思われまます。</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者不足が一者応札の要因と考えるが、改善するには、発注条件の緩和、発注時期の見直し等、工夫していくしかないのかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注条件の緩和や、発注時期の工夫など、継続してやっていきたいと思います。</li> </ul>
<p>3. 令和2年度下半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性の特性に鑑み随意契約の妥当性を判断すると思われるが、災害復旧であっても、直ちに処置することの重要性や随意契約による経済的な損失回避や復旧工期の短縮、災害拡大の未然防止など、もう少し端的に記載してはどうか。</li> <li>・小石原川ダム材料採取地他応急対策工事と小石原川ダム土砂留施設設計業務は、緊急随契としては全く納得できない。これらの契約は、ほとんど緊急性は無いと思われるが。</li> <li>・小石原川ダム材料採取地他応急対策工事は、ダムサイトであって、二次災害の懸念はなかったのか。</li> <li>・緊急性は、生命、身体に危険が迫っている様な危険性があるものと、そこまでの緊急性はないが早急な対応が必要で、契約監視委員会での事前承認が必要なものと2種類になると思われる。小石原川ダム材料採取地他応急対策工事は人命に影響しない様、応急対策は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端的に分かるような記載について、検討見直しをしていきたいと思います。</li> <li>・緊急随契は緊急性を求めて対応するのですが、このように時間がかかるものについては、緊急性がないのではとのご意見もあり、今後はこのように時間がかかる案件については、緊急の案件ではありますが、事前に契約監視委員会の審議をいただいて、了解を得てから実施していきたいと考えております。</li> <li>・二次災害の懸念があったため、災害発生直後に応急的な対応は実施しています。実施した中で施設完成後を見越し、さらなる災害が起こらないための工事を実施したのがこの随契となります。</li> <li>・分かりました。</li> </ul>

	行っているなので、緊急には該当しないと思われ、契約監視委員会での事前承認になると思われる。今後は災害が発生した対応として、もう少し段階を踏んで実施した方が良いと思う。	
4. 新規随意契約案件について	・特段の意見なし	
5. 令和2年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価及び令和3年度計画（案）について	・特段の意見なし	

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸（内線 4631）